

## 「一括加入プラン」契約に関する覚書

1. 対象物件 名称「 (総室数 室)」  
所在地 富山県
2. サービス開始日 平成 年 月 日
3. サービス終了日 平成 年 月 日
4. 施設維持管理料 金 円也  
うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 円也  
「取引に係る消費税額および地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項および第29条の規定により算出したもので、金額に8/108を乗じて得た金額である。

「 (以下 甲という)と、株式会社ケーブルテレビ富山(以下 乙という)は、甲が所有する上記対象物件「 (以下 対象物件という)の「一括加入プラン」契約について、次の条項によって本覚書を締結する。

この契約の締結を証するため、この本覚書を2通作成し、甲、乙、両名記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住所  
氏名

印

(乙) 住所 富山県富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル  
氏名 株式会社ケーブルテレビ富山

代表取締役社長 赤丸 準一

印

## 第1条 (覚書の目的)

- 1 甲は、対象物件に対し、乙が運営するケーブルテレビサービスの提供を乙に依頼する。
- 2 乙が対象物件に提供するケーブルテレビサービスは、次の各号に示すものとする。
  - (1) 地上デジタルテレビジョン放送の同時再送信
  - (2) 乙が実施する自主放送
- 3 対象物件の区分所有者または入居者(以下 入居者等という)が、乙が別に定めるケーブルテレビサービスに加入する場合、乙は対象物件に対し、そのテレビ共聴設備が具備する技術要件に応じて、次の各号に示すケーブルテレビサービスを提供する。
  - (1) 乙が別に定める有線テレビジョンサービス
  - (2) 乙が別に定めるインターネット接続サービス
  - (3) 乙が別に定める電話サービス

## 第2条 (施設の所有)

- 対象物件に設備するテレビ共聴設備の所有区分は、次の各号のとおりとする。
- (1) ケーブルテレビ引込線保安器出力端子から先のテレビ共聴設備は、甲の所有とする。
  - (2) ケーブルテレビ引込線および保安器は、乙の所有とする。

## 第3条 (施設の建設および維持管理)

- 1 施設の建設および維持管理は、前条の所有区分に従い、各々の費用負担と責任により行う。
- 2 甲は対象物件のテレビ共聴設備を乙が別に定める技術要件に適合させる。

## 第4条 (ケーブルテレビサービスの一時停止)

- 1 乙は次の各号に定める場合、第1条に定めるケーブルテレビサービスの提供を一時的に停止することができる。
  - (1) 施設の維持管理に必要な検査、工事を実施するとき。
  - (2) 天災、事変等の不可抗力または不測の事故等により、ケーブルテレビサービスの提供が出来ないとき。
- 2 乙はケーブルテレビサービスの提供を一時的に停止するときは、対象物件の入居者等に対し事前にその旨を通知する。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- 3 ケーブルテレビサービスの提供が一時的に停止したことによる損害については、乙の故意または重過失による場合を除き、乙はその責を負わないものとする。

## 第5条 (設置場所等の使用および便宜の提供)

- 1 甲は、対象物件に対して乙の保有する引込線およびその付属品の設置を承諾する。
- 2 甲は、乙が本覚書の履行に必要な業務を実施するために、対象物件共有部への立入と業務の実施について承諾する。

## 第6条 (施設維持管理料)

本覚書の施設維持管理料は頭書に定める金額とする。その内訳は、32,400円に対象物件の戸数を乗じて得た金額とする。

## 第7条 (施設維持管理料の支払い免除)

- 1 甲が対象物件のテレビ共聴施設を乙が別に定める「デジタル双方向対応」として建設、維持した場合は、乙は甲に対し前条の施設維持管理料の支払いを免除する。
- 2 前項の定めにより、甲が施設維持管理料の支払いの免除を受けたのち、対象物件が前項に定める条件を満たさなくなった場合には、甲は乙に対し前条の施設維持管理料全額を支払うものとする。

## 第8条 (テレビ共聴設備の検査)

- 1 乙は、本覚書によるサービス開始日までに、対象物件のテレビ共聴設備が、乙が別に定める技術要件に適合するかについての検査を実施し、その結果を速やかに甲に通知する。
- 2 乙は、サービス開始日以降、必要に応じて対象物件のテレビ共聴設備が、乙が別に定める技術要件に適合するかについての検査を実施し、前項の検査結果と相違が生じた場合には、その結果を速やかに甲に通知する。
- 3 対象物件のテレビ共聴設備について、第1項ならびに第2項に定める検査の結果、乙が別に定める技術要件に適合せず、乙からその補正を求められたときは、甲は遅滞無く当該補正を行い再検査を受けなければならない。

## 第9条 (覚書の承継ほか)

- 1 甲が対象集合住宅を他者に譲渡した場合、本覚書の甲の地位は、譲渡された新たな所有者に承継されるものとする。
- 2 甲が対象集合住宅を他者に譲渡した場合、甲は譲渡の事実を乙に遅滞無く通知するものとする。
- 3 対象物件の名称が変更された場合、甲はその事実を乙に遅滞無く通知するものとする。

- 4 乙が有線テレビジョン放送の事業を他者に譲渡した場合、本覚書の乙の地位は、譲渡された新たな事業者へ承継されるものとする。

#### 第10条 (覚書の更新)

本覚書のサービス終了日以降の取扱に対して、サービス終了日の3ヶ月前までに甲乙何れからも申し出が無い場合、本覚書は自動的に1年間延長されるものとし、以後同様の取扱とする。

#### 第11条 (覚書の終了)

- 1 次の各号の何れかに該当する事象が発生した場合、サービス期間に関わらず本覚書は終了する。
  - (1) 甲が乙に対して本覚書の終了を申し出たとき。
  - (2) 対象物件が滅失したとき。
  - (3) 対象物件のテレビ共聴設備について、甲が第8条第3項に定める補正を実施せず、乙が別に定める技術要件に適合しない状態が継続したとき。
- 2 前項の定めによりサービス期間の途中で本覚書が終了した場合であっても、乙は甲に対して施設維持管理料の返金をしない。
- 3 本覚書の終了に際して、次の各号にあてはまる事項は甲によって解決する。
  - (1) 対象物件の入居者等が、ケーブルテレビサービスの提供が受けられなくなることに對しての周知、対策ほか一切の事項。
  - (2) 対象物件におけるアンテナ建設等、テレビ共聴設備の改築に関する事項。
- 4 本覚書が終了した場合、乙は対象物件に設置している引込線およびその付帯設備を速やかに撤去する。

#### 第12条 (施設維持管理料の支払および支払遅滞の場合における違約金)

- 1 甲は、第7条第1項の定めによる施設維持管理料支払いの免除を受けた場合を除き、頭書のサービス開始日の翌月末までに、乙に対し施設維持管理料を支払うものとする。
- 2 甲は、第7条第2項の定めにより施設維持管理料の支払いが必要になった場合、乙から施設維持管理料の支払いが必要であることの通知を受けた日の翌月末までに、乙に対し施設維持管理料を支払うものとする。
- 3 甲の責に帰すべき理由により、施設維持管理料の支払が遅れた場合においては、乙は未受領金額につき遅延日数に応じて年14.5%の割合(閏年の日を含む期間についても365日の割合とする)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を甲に請求できるものとする。

#### 第13条 (債務の不履行の場合における違約金)

- 1 乙の責に帰すべき理由により、本覚書のサービス開始日までにケーブルテレビサービスを提供することが出来ない場合において、サービス開始日から相当の期間内にケーブルテレビサービスの提供を開始する見込みのあるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して、サービス開始日を延期することができるものとする。
- 2 前項の遅延違約金の額は、施設維持管理料額に応じて年14.5%の割合(閏年の日を含む期間についても365日の割合とする)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。この場合において、甲の確認後指定部分(他の部分と明確に区分できるため、分割して業務を開始しても支障がないと甲が認める履行部分を含む。)があるときは、これに相応する施設維持管理料相当額を遅延違約金の算定にあたり覚書金額から控除するものとする。

#### 第14条 (技術革新ならびに社会情勢の変化)

甲は、本覚書の締結後、技術革新ならびに社会情勢の変化により、乙が提供するケーブルテレビサービスの内容ならびに、乙が別に定める技術要件が変化する場合があることを承諾する。

#### 第15条 (瑕疵担保責任)

本覚書の履行期間中、乙の責に帰すべき理由により生じた損害のために生じた費用は、乙が負担する。

#### 第16条 (専属的合意管轄)

甲ならびに乙は、本覚書に関して裁判上の紛争が生じた場合は、富山簡易裁判所または富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第17条 (前各号に掲げるものの他、必要な事項)

この契約に定めがない事項、又はこの覚書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

以上